

＜指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業＞

事業者指定の申請手続き等について

平成24年4月1日の法改正により、相談支援事業が「一般相談支援事業」「特定相談支援事業」「障害児相談支援事業」に再編され、このうち、「特定相談支援事業」、「障害児相談支援事業」については、事業所の所在地を管轄する区市町村が指定をすることとなっています。

これにより、文京区における「特定相談支援事業」、「障害児相談支援事業」の事業者指定についてご案内します。

1 区が指定する相談支援事業

(1) 指定特定相談支援事業(計画相談支援)

基本相談支援(障害者・障害児からの相談業務)を行うとともに、障害者等が障害福祉サービスを利用する前にサービス等利用計画を作成し、一定期間ごとに継続サービス利用支援(モニタリング)を行う事業です。

(2) 障害児相談支援事業(障害児相談支援)

障害児が障害児通所支援(児童発達支援や放課後等デイサービスなど)を利用する前に、障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとに継続障害児支援利用援助(モニタリング)を行う事業です。

※障害児については、障害福祉サービス及び障害児通所支援について一体的に判断することが望ましいため、特定相談支援事業と障害児相談支援事業の両方の指定を受けていただく必要があります。ただし、障害児に特定した事業実施も可能です。

2 指定基準

(1) 人員基準

① 管理者

事業所ごとに、専従の管理者を配置してください。ただし、事業の管理に支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができます。

② 従業者

事業所ごとに、専従の相談支援専門員を1名以上配置してください。ただし、事業に支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができます。

※専従とは、原則として、サービス提供時間帯(当該従業者の勤務時間)を通じて指定障害福祉サービス等以外の職務に従事しないことをいいます。常勤・非常勤は問いません。

【相談支援専門員の資格要件】

相談支援専門員は、障害特性や障害者の生活実態に関する詳細な知識と経験が必要であることから、Ⅰ「相談支援従事者研修の受講」とⅡ「実務経験(3年、5年、10年)」を要件とします。

I 相談支援従事者研修の受講

●初めて相談支援専門員の資格を取得する方

ア 都道府県が実施する「相談支援従事者初任者研修」を受講します。

イ 講義2日と演習5日(演習の前に実習を含む)の合計7日間の全課程を修了する必要があります。

ウ 修了後、初任者研修修了証を発行します。

●過去に初任者研修を受講し、現に相談支援事業所に従事している方

ア 都道府県が実施する「相談支援従事者現任研修」を5年に1回受講することで、相談支援専門員の資格を継続できます。

イ 講義1日と演習3日(演習の前に実習を含む)の合計4日間の全課程を修了する必要があります。

※「相談支援従事者主任研修」(5日間課程)を修了した場合、「相談支援従事者現任研修」を修了したものとみなします。

II 実務経験

※H24.3.30 厚生労働省告示第227号「指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」及びH24.3.30厚生労働省告示第225号「指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」の要約(令和3年3月23日厚生労働省告示第87号改正現在)

従事した業務に応じて、3年、5年、10年以上の要件があります。

- ① 第1の期間が通算して3年以上である者
 - ② 第2、第3、第5及び第6の期間が通算して5年以上である者
 - ③ 第4の期間が通算して10年以上である者
 - ④ 第2から第6までの期間が通算して3年以上かつ第7の期間が通算して5年以上である者
- ※1年の実務経験とは、1年のうち業務に従事した期間が通算して180日以上であること

第1 平成18年10月1日において現にイ又はロに掲げる者が、平成18年9月30日までの間に、イ又はロに掲げるものとして相談支援の業務(身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務)その他これに準ずる業務に従事した期間

- イ 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者
- ロ 精神障害者地域生活支援センターの従業者

第2 イからロに掲げる者が、**相談支援の業務**その他これに準ずる業務に従事した期間

- イ 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者
- ロ 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者更生相談所、福祉事務所その他これらに準ずる施設の従業者
- ハ 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院その他これらに準ずる施設の従事者又はこれに準ずる者

二 保険医療機関の従業者又はこれに準ずる者(社会福祉主事任用資格者、ホームヘルパー養成研修2級課程相当の研修の修了者、第7に掲げる資格を有する者、又は第2のイからハに掲げる従事者及び従業者の期間が1年以上の者に限る)

第3 イからハに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等(※)が、**介護等の業務**(身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排泄、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務に従事した期間

イ 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床その他これらに準ずる施設の従業者

ロ 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者

ハ 保険医療機関又は保険薬局、訪問看護事業所その他これに準ずる施設の従業者

第4 第3のイからハに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、介護等の業務に従事した期間

第5 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて、相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間

第6 特別支援学校その他これに準ずる機関において、障害のある児童及び生徒の就学相談、教育相談及び進路相談の業務に従事した期間

第7 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

※社会福祉主事任用資格者等

社会福祉主事任用資格を有する者、介護職員初任者研修(訪問介護員2級以上に相当する研修)を修了した者、保育士、児童指導員任用資格者、精神障害者社会復帰指導員任用資格者

(2)設備基準

事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、相談支援の提供に必要な設備及び備品等を備える必要があります。

① 事務室

事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましい。間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えありません。

なお、区分が特定されていなくても支障がないときは、相談支援を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとします。

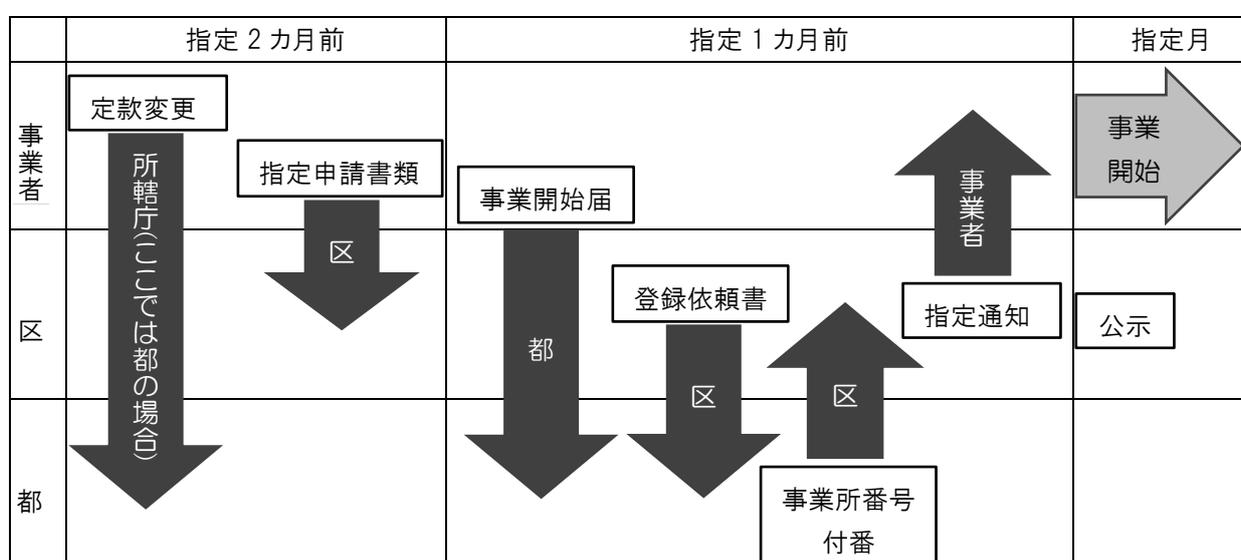
② 受付等のスペースの確保

利用申込みの受付、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースを確保するものとし、相談のためのスペース等は利用者が直接出入りできるなど利用しやすい構造とします。

③ 設備及び備品等

相談支援に必要な設備・備品を確保する必要がありますが、他事業所・施設と同一敷地内にある場合であって運営に支障が無い場合は、当該他事業所・施設の設備・備品を使用することができるものとします。また、設備・備品は事業者が所有している必要なく、貸与を受けているものであっても差し支えありません。

3 指定申請手続きの流れ等



(1) 定款の変更

事業を開始するに当たり、定款及び登記簿謄本(登記事項証明書)に、該当事業についての記載が必要になります。なお、指定申請時点において定款への記載が間に合わない場合、担当までご相談ください。表記は別紙を参考にしてください。

(2) 申請書類の準備

事業者の指定は、事業所ごとに行います。したがって、同一法人が、複数の所在地の異なる事業所でサービスを行う場合には、事業所ごとに申請書類が必要です。申請書等の必要書類は、文京区ホームページからダウンロードすることができますのでご利用ください。

http://www.city.bunkyo.lg.jp/sosiki_busyo_syogaifukushi_jiritusienhouservice_jigyousyadownload_soudan

なお特定相談支援と障害児相談支援を同時に申請する場合、書類は1部で構いません。

(3) 申請

窓口又は郵送にて受付を行っております。

指定開始日の 2 カ月前の 20 日までに提出するようにしてください。(例:6月1日から事業を開始したい場合、4月20日までに必要書類を提出する。)

受付時に提出された申請書類等の記載事項に不備があった場合は、再度提出をお願いすることになります。

申請書を受理した後に、定められた人員、設備及び運営の基準を満たしているかどうか、具体的な審査を行います。審査にあたり、必要に応じて実地による確認を行います。また、審査の過程で不明な点等があった場合は、担当係より事業者の方に確認等の問い合わせを行います。

(4)指定又は却下

指定は毎月1回行います。原則として、申請書類が受理された翌々月の1日付けで指定を行います。

なお、審査の結果、指定基準に達しなかった申請については、申請を却下します。

指定した事業者には、法人宛てに「指定通知書」を発行します。いずれも、当該事業所の見やすい場所に表示してください。また、「指定通知書」には、障害者総合支援法・児童福祉法における『事業者番号』が記載されています。通知の再発行はしませんので、大切に保管してください。

指定基準が満たされずに申請が却下となった場合は、申請事業者に「却下通知書」を発行します。

(5)事業開始届の提出(東京都へ)

文京区で相談支援事業者として事業を行うに当たって、東京都に対し、事業開始届を提出する必要があります。新規の指定申請の場合、東京都に事業開始届の届出をされましたら、所管課の收受印の押された書類(写)を障害福祉課にご提出ください。更新の指定申請の場合は、事業開始届の東京都への提出は不要です。

事業開始届関係の必要書類につきましては、東京都ホームページ内「東京都障害者サービス情報」に掲載されています。「書式ライブラリー」「E・事業開始届」の中の「特定相談支援事業」をご確認ください。

【東京都障害者サービス情報】

<https://www.shougaifukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspList.php?catid=050-001>

(6)公示

指定した事業者については、次の項目について、公示します。

- ・ 事業所の名称
- ・ 事業所の所在地
- ・ 申請者の名称
- ・ 主たる事務所の所在地
- ・ 指定等の年月日
- ・ サービスの種類
- ・ その他区長が別に定める事項

(7)情報提供

文京区が指定した事業者の情報については、東京都へ情報の提供を行います。

(8)変更届等

① 変更届

指定申請に届け出た事項について変更があった場合は、10日以内に必要書類を添えて、「変更届出書」(第3号様式)を提出してください。主な変更事由に伴う変更届出書に添付する必要書類に

については、ホームページの「文京区指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所指定の変更に係る必要書類一覧」をご確認ください。

② 廃止・休止届

サービスの事業を廃止又は休止するときは、廃止又は休止の日の1カ月前までに「移行先リスト」を添えて、「廃止・休止・再開届出書」(第4号様式)を提出してください。

なお、休止期間は1年間となりますので、1年が経過した後には、再開届又は廃止届を提出してください。

指定を受けた法人から別法人に事業が移行する場合は当該指定を受けた法人の事業所は、「廃止」の取扱いとなります。廃止の届出を行うとともに、別法人につき新たに指定申請の手続きを行うことが必要です。

③ 再開届

休止していた事業を再開したときは、10日以内に「廃止・休止・再開届出書」(第4号様式)を提出してください。

【申請受付・問い合わせ】

〒112-8555

東京都文京区春日1-16-21 文京シビックセンター9階北側

福祉部障害福祉課 障害者施設担当

電話 03-5803-1285

FAX 03-5803-1352